

# オーシャンブリッジ Token2 売買規約

規約発効日：2022年9月1日

## 目次

第1章	総則（1条－5条）
第2章	納品等（6条－8条）
第3章	検品等（9条）
第4章	保証の否認及び免責（10条－11条）
第5章	料金支払い等（12条－15条）
第6章	本件製品の所有権等（16条－17条）
第7章	その他の事項（18条－25条）

## 第1章 総則

### 第1条（本規約の目的）

本オーシャンブリッジ Token2 売買規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社オーシャンブリッジ（以下「OB」といいます。）とおお客様間における第3条第1号に定める本件製品の売買の条件等について定めたものです。

### 第2条（本規約の適用等）

1. 本規約は、OBから本件製品を直接購入したお客様に適用されます。また、お客様がOBの販売店経由による本件製品を購入した場合においても、第2章（納品等）、第3章（検品等）及び第4章（保証の否認及び免責）、並びにその他本規約中の条項のうち性質上適用可能なものは準用されるものとします。
2. 本規約は、本規約に含まれる事項に関するお客様とOBの間の完全な合意を構成し、口頭によるか又は書面によるかを問わず、両当事者間の本規約に定める事項に関する事前の合意、表明及び了解に優先するものとします。
3. 本規約の規定の内容とToken2開発元規約の規定の内容に齟齬がある場合には、Token2開発元規約の規定が優先して適用されるものとします。
4. 本規約の規定の内容と特別条件書の規定の内容に齟齬がある場合には、当該特別条件書の規定が本規約の規定に優先すると明記されていない限り、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

### 第3条（定義）

- (1) 「本件製品」とは、開発元が提供する製品 Token2 をいいます。
- (2) 「Token2 開発元規約」とは、お客様と開発元との間で締結される「General Terms and Conditions of Sale and Delivery (Token2 売買及び配送に関する一般規約（日本適用抜粋版))」を指し、以下の URL からアクセス可能です。  
[https://www.oceanbridge.jp/info/agreement\\_token2/](https://www.oceanbridge.jp/info/agreement_token2/)
- (3) 「開発元」とは、本件製品の開発元、すなわち、Token2 sarl（主たる営業所所在地：chemin du Pre-Colomb 10, Versoix, Switzerland。）をいいます。
- (4) 「OB」とは、株式会社オーシャンブリッジ（会社法人等番号：0110-01-036835。）をいいます。
- (5) 「販売店」とは、OB から本件製品の販売権を授与された会社をいいます。
- (6) 「お客様」とは、本規約及び Token2 開発元規約に同意のうえ、OB 所定の手続に従い本件製品を購入した者をいいます。
- (7) 「特別条件書」とは、特定のお客様に対して提供される本件製品に関する特定の提供条件が記載された書面をいいます。具体的には、見積書、注文書、注文請書を指します。
- (8) 「不可抗力」とは、自然災害、火災、水害、戦争、社会紛争など、お客様及び OB の支配が及ばない、その債務の履行不能を生じさせる事由をいいます。

### 第4条（本規約の効力発生時期）

1. お客様は、OB が発行した見積書記載の条件に基づき、本規約及び Token2 開発元規約の内容に同意する旨明示しかつ署名又は記名押印した本件製品にかかる注文書を OB に対して電子メール、FAX、郵送その他の方法により送付するものとし、OB が当該注文書を受信又は受領した時点で、本規約及び Token2 開発元規約に規定されているすべての条項及び条件に留保なしに拘束されることに承諾したものとみなされ、本規約及び Token2 開発元規約の効力が生じるものとします。
2. 前項に規定する効力発生時後は、本件製品の注文のキャンセル又は注文条件（数量、技術仕様等）の変更はできず、また、代金支払債務の免除又は支払済みの代金の返金はできません。

### 第5条（本規約の変更）

1. OB は、いつでも、本規約上の条件等を変更することができるものとします。本規約上の条件等が変更された後においては、本件製品の売買の条件等は、変更後の本規約に従うものとします。ただし、本規約の変更前に既に成立している売買契約については、変更前の本規約に従うものとします。
2. 本規約上の条件が変更される場合、その発効日とともに、第3条第2号に掲げる URL からアクセス可能なウェブサイトに掲載されます。お客様は、本件製品を注文する前に、必ず最新の本規約を確認し、かつ同意したうえで、本件製品を注文するものとします。変更後の本規約を確認していなかったことを理由とする本件製品の注文のキャンセル又は注文条件（数量、技術仕様等）の変更はできず、また、代金支払債務の免除又は支払済みの代金の返金はできません。

## 第2章 納品等

### 第6条（納品）

1. 開発元又はOBは、特別条件書においてお客様が指定する納入先住所に、本件製品を納品します。
2. 特別条件書における納入先住所の記載の誤りに基づく納品の遅延に対しては、開発元及びOBは一切の責任を負いません。

### 第7条（納期と不可抗力等）

1. 別途書面による合意がない限り、特別条件書に記載された納期は拘束力を有しません。
2. 開発元及びOBは、別途書面により納期が合意されていたとしても、不可抗力、配送業者の故意若しくは過失の行為又はストライキ、その他開発元及びOBがコントロールできない事由による場合の納品の遅延については、責任を負いません。当該事由が発生した場合、OBは、支障のある期間配送を遅延させること、又は未履行の部分に関して契約の全部又は一部を取り消すことができるものとします。

### 第8条（受領遅滞）

1. お客様が本件製品の引渡しを受けることを拒み（受領拒絶のほか、受領に故意に協力しなかった場合を含みます。）、又は受けることができない場合（受領不能のほか、納入先住所に不在の場合を含みます。）（以下、これらをあわせて「受領遅滞」といいます。）においては、OBは、引渡債務の履行の提供をした時からその引渡しをするまで、自己の財産に対するのと同様の注意をもって、本件製品を保存すれば足りるものとします。
2. 受領遅滞の場合において、OBが負担することになった増加費用（本件製品の保管費用その他のすべての追加支出、並びにその他の損害及び損失を含みます。）を追加で支払請求する権利を有するものとします。
3. 受領遅滞の場合において、引渡債務の履行の提供をした時からその引渡しをするまでの期間内に本件製品が滅失又は損傷したときは、お客様は、第12条（料金）及び第13条（支払条件等）に定める料金等及び追加料金等の支払債務の履行を拒むことができないものとします（第15条（危険負担）参照。）。この場合におけるお客様の支払遅延に対しては、第14条（支払遅延）各項が適用されるものとします。

## 第3章 検品等

### 第9条（検品等）

1. お客様は、本件製品を受領したときは、直ちに、そのすべてを検査するものとします。

2. お客様が前項の規定による検査により本件製品の全部又は一部が種類、品質又は数量等に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」といいます。）を発見した場合には、数量の契約不適合に関しては 5 営業日以内に、その他の契約不適合に関しては引渡日から 2 週間以内に、OB (sales@oceanbridge.jp) に対してこれを通知すべきものとします。当該期間内に通知がない場合は、契約不適合に対するいかなる種類の請求も認められません。
3. お客様から前項の通知がなされた場合における本件製品の全部又は一部に契約不適合があったときの対応については、Token2 開発元規約が定めるところにより、開発元が本件製品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完等を実施するものとします。

## 第 4 章 保証の否認及び免責

### 第 10 条（保証の否認）

本件製品の保証は、Token2 開発元規約が定めるところによるものとします。OB は、開発元とお客様を仲介してお客様に対して本件製品を現状有姿で販売するものであり、納入された本件製品に関するあらゆる事項について、明示的であるか黙示的であるかを問わず、いかなる種類の保証又は表明も行いません。ここで否定される保証には、納入された本件製品に関して、契約不適合がないこと、第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと及び将来侵害しないこと、商業的利用の可能性を有すること、特定の目的に対する適合性を有することを含まれますが、これらに限られるものではありません。

### 第 11 条（免責事項）

1. OB は、お客様又はその関係会社若しくは履行補助者その他お客様と同視しうる第三者（以下「お客様等」といいます。）による契約遂行上の故意又は過失に起因する損害、及びお客様等から提供された技術文書、データ又はその他の情報を用いたことに起因する損害については、一切の責任を負いません。
2. OB は、いかなる場合においても、お客様等に対し、本件製品を利用することにより又はこれを利用しなかったことにより発生した営業上の利益損失、業務の停止、コンピュータの故障による損害、コスト（設置費用、輸送費用、取扱手数料又は出張費用を含む。）の増加、その他あらゆる商業的損害又は損失を含む、一切の間接的損害、付随的損害、派生的損害、結果的損害、特別損害、逸失利益若しくは履行利益、又は懲罰的損害について賠償責任を負いません。このことは、OB が当該損害又は損失について予見することができたとき又は予見すべきであったときであっても、同様とします。
3. OB の故意若しくは重過失又は人身傷害の場合を除き、OB の責任は、お客様等のすべての請求に対して、納入された本件製品にかかる契約に基づきお客様が OB に対して支払った金額に限定されます。
4. お客様は、自身の保険会社又は自身と別個の契約を結んだ第三者から OB 又はその保険会社に対しての第 1 項及び第 2 項に定める除外事由並びに前項に定める限度額を超えての責任を放

棄させることを保証するものとします。

5. お客様が本件製品を使用することにより他の使用者その他の第三者に対して損害を与えた場合には、お客様は、自己の責任及び費用においてこれを解決するものとし、OB に対して一切の責任を追及しないものとします。

## 第 5 章 料金支払い等

### 第 12 条 (料金)

1. 本件製品の料金は、特別条件書に記載されます。別段の記載がない限り、本件製品の料金には、輸送、梱包、保険の料金が含まれます。また、本件製品の料金に係る消費税等については、お客様が負担するものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、契約の締結から本件製品の引渡しまでの間に 3 ヶ月以上経過した場合には、それがいかなる理由に基づくものであっても、OB は、お客様への個別の通知により、生活費指数の上昇、関税協定の変更、通貨規制、関税の変更、材料費若しくはその他の製造コストの大幅な上昇、又は納期の変更に応じてた金額をお客様に対して追加請求することができるものとします。また、当該追加請求の金額に係る消費税等については、お客様が負担するものとします。
3. 第 1 項の規定にかかわらず、見積書の提示時点で OB が予測しえない税金の上昇があった場合、又は OB とお客様の間で上昇した税金に相当する金額の追加支払いが合意された場合には、OB はお客様に対して追加請求できるものとします。
4. お客様は、いかなる状況においても、OB の書面による事前の同意を得ることなく、本条に定めるお客様の支払債務の履行を一時停止してはならず、また、本条に定めるお客様の支払債務と OB に対する他の反対債権とを相殺に供してはならないものとします。

### 第 13 条 (支払条件等)

1. お客様は、特別条件書に記載された本件製品の料金の合計額及びそれに係る消費税等相当額（以下「料金等」といいます。）を、別段の定めがあるときを除き注文日の属する月の翌月末までに、OB が指定する銀行口座に対する振込送金の方法により支払うものとします。銀行振込手数料等支払に要する費用はお客様のご負担とします。
2. 前項の規定にかかわらず、お客様は、本件製品の引渡しの履行の提供を受けるまでは、料金等の支払いを拒むことができるものとします。ただし、特別条件書に記載された納期よりも前に前項に定める支払期日が到来するときは、この限りではありません。
3. OB は、必要があると認める場合には、第 1 項に定める支払期日を変更することができるものとします。
4. 前条第 2 項及び第 3 項に定める追加請求の金額及びそれに係る消費税等相当額（以下「追加料金等」）の支払条件等については、OB 及びお客様間で別途協議のうえ決定するものとします。

#### 第 14 条（支払遅延）

1. お客様が、前条（支払条件等）第 1 項に定める料金等又は同条第 3 項に定める追加料金等の全部又は一部の支払を怠った場合には、年利 14.6%の割合による遅延損害金（1 年を 365 日とする日割計算により算出します。）を OB に対し支払わなければならないものとします。
2. お客様がその債務について元本のほか利息及び費用を支払うべき場合において、お客様がその債務の全部を消滅させるに足りない給付をしたときは、これを順次に費用、利息及び元本に充当するものとし、元本が複数存在するときには、弁済期がより早くに到来した債権から順次に充当していくものとします。
3. 前条に定める利用料金支払期限の経過時において未払金額がある場合における本件製品の所有権の所在等については、第 16 条（所有権留保等）が定めるところによるものとします。

#### 第 15 条（危険負担）

本件製品が滅失又は損傷した場合の危険負担は、特別条件書においてお客様が指定する納入先住所に本件製品の引渡しの提供がなされた時点でお客様に移転するものとし、当該時点の後においては（第 8 条に定める受領遅滞の場合を含みます。）、不可抗力その他 OB 及びお客様の責に帰することができない事由によって本件製品が滅失又は損傷したときであっても、お客様は、料金等及び追加料金等の支払いを拒むことはできません。

### 第 6 章 本件製品の所有権等

#### 第 16 条（所有権留保等）

1. 本件製品の引渡し（第 2 章参照）、危険負担の移転（前条参照）、及び本規約の他の規定にかかわらず、すべての本件製品の所有権は、OB が料金等及び追加料金等並びに第 14 条（支払遅延）第 1 項に定める遅延損害金の全額の支払いを受けるまで、お客様に移転せず、OB に留保されるものとします。このことは、未払いが不可抗力に基づく場合であっても同様とします。
2. お客様が料金等又は追加料金等の支払を遅延した場合には、OB は、前項に定める本件製品の留保所有権に基づき、本件製品の全部又は一部の返還請求若しくは第三者への販売、又はその他の方法で本件製品を処理若しくは処分（以下「処分等」といいます。）する絶対的な権限を有するものとします。
3. 本件製品の所有権がお客様に移転する前においては、これが移転するまでの間、お客様は、通常の業務において本件製品を使用することができますが、OB の受寄者として本件製品を保有し、自己の費用で本件製品を適切に管理、保存及び保護するものとします。

#### 第 17 条（付合、混和及び加工）

1. 本件製品の所有権が OB に留保されている間は、お客様は、本件製品について他の動産と付合若しくは混和させる行為又は加工する行為を行うこと、又はこれらの行為を第三者に行わせ

ることはできません。

2. 前項の規定に反する行為により、本件製品が他の動産と付合し、若しくは混和し、又は加工された場合には、民法第 243 条乃至第 248 条（動産の付合、混和又は加工、それらの効果、及びそれらに伴う償金の請求）、並びに第 703 条（不当利得の返還義務）及び第 704 条（悪意の受益者の返還義務等）が定めるところにより権利関係进行处理するものとします。
3. 前項の定めは、OB がお客様に対して第 1 項の違反に基づく損害賠償の請求をすることを妨げないものとします。この場合において、OB の本件製品の所有権が消滅したときにおける OB の損害額は、料金等及び追加料金等の未払額に第 14 条（支払遅延）第 1 項に定める利率の遅延損害金を加算した額とします。

## 第 7 章 その他の事項

### 第 18 条（秘密保持義務及び不正使用の禁止）

1. お客様は、故意又は過失を問わず、本件製品の見積書、仕様書又は販売資料に記載されている情報、本件製品の利用にあたりお客様が知り得た本件製品の構造又は編成に関する情報、その他本件製品に関して開発元又は OB が秘密として管理しているすべての情報（以下「本件製品等情報」といいます。）について、第三者に対して開示又は提供してはなりません。
2. 前項の規定にかかわらず、お客様は、法律、裁判所又は政府機関の強制力を伴う命令、要求又は要請に基づき、本件製品等情報を開示することができます。ただし、当該命令、要求又は要請があった場合には、速やかにその旨を OB に通知しなければならないものとします。
3. お客様は、本件製品等情報の機密性を維持するために必要なすべての予防措置を講じるものとします。これらの予防措置は、お客様が自身の機密情報の機密性を確保するために講じている予防措置と同等以上のものであるものとします。
4. 本規約又は Token2 開発元規約に違反した本件製品の使用は、これを一切禁じます。

### 第 19 条（お客様情報の取扱い）

1. OB は、以下の各号に定める場合、お客様の名称、主たる営業所所在地、注文内容その他のお客様に関する情報（以下「お客様情報」といいます。）について開発元その他の第三者に開示することがあり、お客様はこれに同意するものとします。なお、OB は、当該第三者にお客様情報を開示する場合には、お客様情報の取扱いについて秘密保持契約を締結し、開示されたお客様情報の安全管理が図られるよう、当該第三者に対する必要かつ適切な監督を行います。
  - (1) 本件製品に関連するお客様からのお問合せ等に対して調査、回答又は対応等をするため、開発元その他の第三者に対してお客様情報等を開示することが必要なとき。
  - (2) お客様が、Token2 開発元規約に基づき本件製品の全部又は一部の契約不適合に対する対応を求める場合において、開発元、製造部品の製造元、その他の第三者に対してお客様情報等を開示することが必要なとき。
2. その他の事項については、OB のプライバシーポリシーをご参照ください。

(OB のプライバシーポリシー : <https://www.oceanbridge.jp/info/privacypolicy.html> )

#### 第 20 条 (不可抗力)

1. お客様又は OB は、不可抗力により期限までに債務の履行が困難であるときは、書留郵便、電子メール又はファクシミリにより、不可抗力事由の生じた日から起算して 10 日間以内に、速やかに相手方にこれを通知するものとします。当該通知をした者は、不可抗力事由の生じた日から起算して 10 日間以内に、当該不可抗力事由の存在及び原因の証拠を提供するものとします。
2. 前項の不可抗力事由が消滅した場合には、前項の通知をした者は、当該不可抗力事由の消滅を速やかに相手方に通知するものとします。
3. 第 1 項の不可抗力事由が存続する間は、第 1 項の通知をした者は債務不履行責任を負わないものとします。
4. お客様及び OB は、第 1 項の不可抗力事由の発生期間及びその影響を最小限にするためにあらゆる努力を払うものとします。また、当該期間が 1 か月を超える場合には、お客様及び OB は、本件製品の売買契約の継続又は終了の条件を決定するため、相互に協議するものとします。
5. 前項の協議が合意に至らなかった場合には、本規約第 25 条 (協議) が適用されるものとします。

#### 第 21 条 (委託)

OB は、本件製品の配送その他売買契約遂行上必要と判断する業務につき、その独自の裁量で、第三者に委託することができます。

#### 第 22 条 (分離可能性)

本規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。また、お客様及び OB は、当該無効又は執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効又は執行不能な条項又は部分の趣旨に照らして法律的経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

#### 第 23 条 (権利の不放弃)

お客様又は OB が本契約に基づく義務のいずれかの遵守を相手方に求める権利を行使しなかった場合であっても、当該事実を、当該義務の遵守を要求する権利を将来にわたって放棄したものと解釈してはならないものとします。

#### 第 24 条 (準拠法及び裁判管轄)

1. 本規約については、法定地国際私法上の規定にかかわらず、日本法に準拠するものとします。
2. 本規約又は保守サポートに関して紛争が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とするものとします。



第 25 条（協議）

本件製品又は保守サポートに関して、本規約に定めのない事項又は本規約上の規定の疑義については、法令又は慣習に従うほか、お客様及び OB の間で誠意を持って協議し、これを解決するものとします。

以上

株式会社オーシャンブリッジ  
〒107-0051  
東京都港区元赤坂一丁目 5 番 12 号  
住友不動産元赤坂ビル 7 階

Token2 ウェブページ : <https://www.isdecisions.jp/token2/>